

農地の売買，贈与，貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方，農地を借りたい（貸したい）方，

農業をやってみたい方まずは，農業委員会へご相談ください！

農地の売買，贈与，貸借などには，農地法第3条に基づく

農業委員会の許可が必要です。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには，次のすべてを満たす必要があります。

今回の申請農地を含め，所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）

- ・ 法人の場合は，農地所有適格法人（※1）の要件を満たすこと（農地所有適格要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※1 農地所有適格法人とは，その法人が主たる事業が農業であること。
（農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。）

※ 法律改正により下限面積要件を令和5年4月1日より廃止しました。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

神石高原町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務処理日数30日を目標に、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

☆申請者の方の流れ

申請についての相談

農業委員会事務局までお越しいただくか、
お電話などをお願いいたします。
[住所：神石高原町小島 1701 Tel.0847-89-3350]

申請書の記入

申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります。）を
ご記入いただきます。
なお、記入に当たっては別添の記載例をご参照ください。

必要書類の入手

申請内容に応じて必要書類が異なりますので、
別添の必要書類一覧表をご参照ください。

申請書提出前の再確認

記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストで
ご確認ください。

申請書の提出 / 受付

ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。

☆農業委員会等の流れ

（申請書の受付から許可書の交付までの事務に要する平均の事務処理日数は、約30日です。）

申請書の提出 / 受付

申請書の提出締切日は、毎月10日です。
（10日が土日祝祭日の場合は、翌開庁日です。）

申請内容の審査

申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。
また、現地調査を行います。

農業委員会総会
（ 部 会 ）

農業委員会総会は、毎月28日に開催します。
（但し都合により前後します。）
毎月10日までに受付けた申請を審議します。
※ 農業委員会総会で許可・不許可についての
農業委員会の意思決定を行います。

許可書の交付

※ ご足労ですが、農業委員会事務局までお越しくください。
（総会后2日程度で交付します。）